平成２２年（フ）第１６４号
沖縄県浦添市城間４丁目６番１―403号　シティハウス蔵
債務者　平良　りか
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７５号
沖縄県那覇市字国場670番地２
債務者　安里　武雄
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８９号
沖縄県那覇市小禄１丁目１番45号　上原アパート207
債務者　友利　善栄
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６号
香川県坂出市西大浜南１丁目６番６号
債務者　中西　美王
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６４号
香川県丸亀市今津町650番地　今津団地３棟1165号
債務者　木持　里枝
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６５号
香川県仲多度郡まんのう町吉野2478番地８
債務者　髙尾　豊文
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７５号
香川県仲多度郡多度津町大字庄304番地３
債務者　中田　光宣
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８３号
香川県坂出市大屋冨町2540番地１
債務者　川井　真澄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８５号
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁25番地２ＴＡＤコンフォート瀬戸大橋205
債務者　鈴木　信次
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１３２号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　勝立市営住宅２棟11号
債務者　吉田　忠弘
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５６号
福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅１棟32号
債務者　北島　千惠
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５９号
福岡県大牟田市大字倉永2129番地
債務者　谷山　隆文
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第９６号
宮崎県都城市都島町1197番地
債務者　坂口　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６７９号
仙台市泉区七北田字大沢明通21番地の４　セトルタウンⅠ番館101
債務者　千葉　　智
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
仙台市太白区袋原３丁目16番21号
債務者　早坂　牧子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
仙台市泉区八乙女３丁目５番地の３　アーバンパレス八乙女702
債務者　江川　絹子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市本吉町後田192番地、前住所宮城県気仙沼市潮見町２丁目149番地　ヨモギダマンション２―６
債務者　藤原真紀子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部